
プロジェクト 収益認識

項目 第 312 回企業会計基準委員会で聞かれた意見と事務局の対応案

本資料の目的

1. 2015 年 5 月 28 日開催の第 312 回企業会計基準委員会で審議された以下の項目について聞かれた主な意見と、当該意見のコメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案をまとめたものである。
 - (1) IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の発効日 (IFRS 第 15 号の修正案)」の概要及びコメントの方向性 (案)
 - (2) FASB 公開草案「履行義務の識別とライセンス-顧客との契約から生じる収益 (Topic 606)」の概要

IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の発効日 (IFRS 第 15 号の修正案)」の概要及びコメントの方向性 (案)

2. 第 312 回企業会計基準委員会において、事務局が提案したコメントの方向性 (案) に関して以下の意見が聞かれた。

1 年間の発効日延期の提案に賛成していることに対する意見

- (1) 仮に FASB が発効日を 1 年ではなく 2 年間延期する決定を行った場合、IASB に対しても同様に 2 年間の発効日の延期を行うべきとのスタンスで、ASBJ として意見発信していくことになるか。

(コメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案)

我々は、IASB と FASB が同一の発効日を維持することが非常に望ましいと考えており、仮に FASB が 2 年間の発効日延期を決定した場合には、IASB に対してもそのように述べていくことが考えられる。

しかしながら、現状、IASB が 2 年間の発効日延期を決定する可能性は極めて低く、また我が国の IFRS 適用企業からも 2 年間の発効日延期を求める要望を把握していない状況に鑑み、コメント・レターにはあえて、そのような状況を仮定したコメントを入れる必要はないと考えている。

IFRS適用企業の意見を確認して記載予定の箇所に対する意見

- (2) IFRS 第 15 号の適用により大きな影響を受ける企業 (例：工事進行基準に関連した経営管理上の影響を受ける企業や履行義務を追加で識別する必要がある企業) とそれほど影響を受けない企業が存在する。したがって、それほど影響を受けない企業からの意見のみを把握してコメントするのではなく、重要な影

響を受ける企業の問題意識を適切に把握して意見発信して頂きたい。

(コメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案)

我が国の一部の IFRS 適用企業の意見を確認した結果、IFRS 第 15 号の適用により大きな影響を受けるため、1 年間の発効日延期を強く要望する意見があった。これらの意見を反映させて、コメント・レターの文案を作成している（審議事項(2)-2 コメント・レター文案の第 4 項を参照）。

我が国収益認識基準の開発の観点から記載している箇所に対する意見

- (3) 「当該期限に間に合うよう開発するためには重大な困難が伴うと予想されることに鑑み」という記載があるが、この記載であると IFRS 第 15 号の発効日が 1 年間延期されれば、我が国の新しい収益認識基準の開発が間に合うとのニュアンスが強く出過ぎていないか。

(コメント・レターへの反映に関する事務局の対応案)

頂いたご懸念をふまえ再考した結果、「当該期限に間に合うよう基準開発を進めることには、相当の困難さを伴うことが予想されることに鑑み」という修正後の表現をコメント・レターの文案で使用している（審議事項(2)-2 コメント・レター文案の第 7 項を参照）。

FASB 公開草案「履行義務の識別とライセンス-顧客との契約から生じる収益 (Topic 606)」の概要

3. FASB は、約束した財又はサービスに関する重要性の判定単位に関して、契約にとって重要性がないと評価された財又はサービスを累計して財務諸表レベルそれらの重要性を評価する必要はないことを明確にする提案を行っている。

第 312 回企業会計基準委員会において、上記提案に関連して以下の意見が聞かれた。

- (1) IASB は FASB と同様のガイダンスを追加しない暫定決定を行っているが、一般的重要性の概念に基づき重要性がないことを立証するために、重要性がないと思われる財又はサービスを合算して財務諸表レベルで検証することは、実務上、企業にとって過大な負担になると考える。IASB に対しても FASB と同様のガイダンスを追加するようにコメントするべきではないか。

(コメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案)

今後公表される予定の IASB からの公開草案に対しては、IAS 第 8 号の建付けから修正しないということについて一定の理解はできるものの、米国で聞かれている懸念が IFRS 適用国でも生じる可能性があること、収益認識を行う取引数が膨大であることから便益がコストを上回ること、及びコンバージェンスの維持の観点

から、実務上の便宜として FASB と同様の修正を行うべきとのコメントの提出を考
えている（審議事項(2)-4 第 14 項を参照）。

以 上